

日産カードコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社一括決済用）

■ ■ ■ 一般条項 ■ ■ ■

（会員、法人会員）

- 第1条 日産カードコーポレート会員（以下「法人会員」という。）とは、本規約を承認のうえ、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）の発行を申込み、当社がカードの発行を承諾した法人又は団体（以下「法人」という。）をいいます。なお、当該承諾をもって契約が成立するものとします。
2. 法人会員の企業情報は、当社が利用するとともに、当社が当該企業情報を日産自動車株式会社に提供し、日産自動車株式会社がこれを利用するものとし、法人会員はこれを承諾します。

（カード利用単位、管理責任者及びカード使用者）

- 第2条 法人はカード発行の申込みにあたり、カードを利用する組織（以下「カード利用単位」という。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。
2. 管理責任者は、法人会員に代わってカードを使用する方（以下「カード使用者」という。）を所定の方法により届出るものとします。但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることを申込み、当社が適当と認められた方とします。
3. 法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社よりの連絡・通知等は連絡担当者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。

（カードの用途及び法人会員の責任）

- 第3条 カードの利用目的は、事業性のものに限るものとし、法人会員は、カード使用者のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担し、カード使用者は当該債務を負担しないことを確認します。
2. 法人会員は、その責任においてカード使用者に本規約を遵守させるものとし、カード使用者が本規約に違反したことにより生じる債務の支払、損害の賠償等については、すべて法人会員の責任とします。

（カードの発行と管理）

- 第4条 法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。なお、カードと会員規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。
2. カード使用者は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。
3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には、善良なる管理者の注意をもってカード及びカードに表示されたカード番号、有効期限、セキュリティコード等の情報（以下「カード情報」という。）を使用保管するものとします。また、カード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとしま

す。

4. カード及びカード情報は、カードに表示されたカード使用者本人のみが第3条に定める用途にご利用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転し、又は他人にカード情報を使用させることは一切できません。
5. 前三項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払は法人会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
6. カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。
7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引続き法人会員及びカード使用者として適当と認めるときは、管理責任者があらかじめ指定した送付先に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払については、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

(カードの年会費)

第5条 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。

2. 年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。
3. 既にお支払い済みの年会費は、退会又は会員資格の取消となった場合、その理由の如何を問わず返却いたしません。

(暗証番号)

第6条 当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

- ①カード使用者からのお申し出のない場合
- ②当社が禁止している番号のお申し出があった場合
2. 法人会員及びカード使用者は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、法人会員はこれにより生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。

(カード利用可能枠)

第7条 当社は、第23条第1項に定めるショッピングサービスについて、法人会員がカード使用者を届出する際に所定の方法で申し出た範囲内において、審査のうえカード利用可能枠を設定し、カード使用者は未決済残高が当該利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. カード1回あたりの利用額は、日本国内の加盟店（以下「国内加盟店」という。）では当社が定める金額、日本国外の加盟店（以下「海外加盟店」といい、国内加盟店と海外加盟店をあわせて以下「加盟店」という。）ではビザワールドワイドPte リミテッド（以下「国際提携組織」という。）が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。

3. カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、変更できるものとします。
4. カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。

(代金決済)

第8条 第23条第1項に定めるショッピングサービス（諸手数料を含む。）のご利用代金は、原則として毎月10日に締切り、別途定める期日までに当社所定の口座に振込にてお支払いいただきます。なお、振込手数料は法人会員の負担とします。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、為替処理経費等として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃までに、法人会員があらかじめ届出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方法により通知します。法人会員は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容についての当社へのお問合せ、ご確認は、通知を受けた後20日以内に行うものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. カード使用者は、カード使用者のご利用内容一覧を当社が法人会員に対して送付することをあらかじめ承諾するものとします。

(支払金等の充当順位)

第9条 お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りないときは、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。

(費用の負担)

第10条 法人会員のご都合による第8条以外のお支払方法により発生した入金費用及び公租公課等は、退会后といえども法人会員が負担するものとします。

(退会及びカードの使用取消と返却)

第11条 法人会員は、当社あて所定の手続をすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。

2. 当社は、法人会員及びカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の使用取消をすることができます。また、加盟店等に当該カードの無効を通知又は登録することがあります。
 - ①虚偽の申告をした場合
 - ②本規約のいずれかに違反した場合
 - ③当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合
 - ④法人会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - ⑤換金又は違法な取引を目的とした商品購入等、カードの利用状況が適当でないと当社が認め

た場合

- ⑥第 13 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合
 - ⑦法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなった場合
 - ⑧カード使用者が死亡した場合
3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。
- ①当該カードの利用により発生する債務の支払が完了するまでは、引続き会員規約の効力が維持されるものとします
 - ②法人会員及びカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更を行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます
4. 法人会員は、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
5. 退会、資格取消又はカードの使用取消がなされた後にカードが使用された場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。

(会員資格の再審査)

第 12 条 当社は法人会員及びカード使用者の適格性についてカード発行後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、法人会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める法人会員の資料の提出等、当社の指示に応じるものとします。

(期限の利益喪失)

- 第 13 条 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
- ①支払期日にご利用代金の支払を 1 回でも遅滞したとき
 - ②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき
 - ③差押・仮差押・保全差押・仮処分の申立て、又は滞納処分を受けたとき
 - ④破産・民事再生・特別清算・会社更生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき
2. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
- ①商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
 - ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時
 - ③法人会員の信用状態が著しく悪化したとき
 - ④法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき
 - ⑤法人会員又はカード使用者が、第 19 条第 2 項又は第 3 項に違反していることが判明したとき、又は当社が第 19 条第 4 項の報告を求めたにもかかわらず、法人会員及びカード使用者から合理的期間内に報告書が提出されないとき

(遅延損害金)

第 14 条 本規約に定められた支払期日にお支払資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対して、その支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から

完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して年利率 14.6%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年 365 日（閏年は年 366 日）の日割計算とします。

（カードの盗難、紛失の場合の責任と損害のてん補）

- 第 15 条 法人会員及びカード使用者は、カードの盗難、詐取、横領もしくはカード情報の不正取得、又はカードの紛失（以下「盗難等」という。）があったときは、速やかに当社に連絡するとともに、最寄りの警察署へ届出るものとします。
2. カードの盗難等により、カード又はカード情報が第三者に不正使用された場合、その代金等の支払は法人会員の責任となります。但し、法人会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。
- ①法人会員及びカード使用者の共同、又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合
 - ②法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為又は加担した盗難等の場合
 - ③カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為又は加担した盗難等の場合
 - ④第 4 条第 4 項に違反して第三者にカードが使用された場合
 - ⑤当社が法人会員又はカード使用者のいずれかより、盗難等の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合
 - ⑥戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合
 - ⑦本規約に違反している状況において盗難等が生じた場合
 - ⑧法人会員又はカード使用者が、当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合
 - ⑨カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合（但し、第 6 条第 3 項但書に該当する場合を除く。）
3. カードの盗難等の場合のカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。

（届出事項の変更）

- 第 16 条 法人会員が当社に届出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用单位名称、管理責任者、連絡担当者、電話番号、カード使用者の氏名・住所、法令に基づき当社に届出た事項等に変更があった場合、又はカード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続をします。
2. 前項の変更手続がないために当社からの通知書、送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りでないものとします。
3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出します。
4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。

（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

- 第 17 条 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規

則などにより許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

(業務委託)

第 18 条 法人会員及びカード使用者は当社がクレジットカード業務に関するコンピューター事務、代金決済事務、法人会員・カード使用者からの問合せ対応業務及びこれらに付随する事務等を、当社と業務委託契約を締結した会社に業務委託することをあらかじめ同意するものとします。

(その他承諾事項)

第 19 条 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。

- ①当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、取引の状況及び財産の状況等の確認を求めるとともに貸借対照表、損益計算書等を提出いただくこと
- ②当社が貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること
2. 法人会員及びカード使用者は、法人会員及びカード使用者が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団又は暴力団関係企業・団体等
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑤前各号の共生者（前各号の者と社会的に非難されるべき関係を有する者を含む。）
 - ⑥その他、前各号に準ずる者
3. 法人会員及びカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
 - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等の行為
 - ⑥その他、前各号に準ずる行為
4. 当社は、法人会員又はカード使用者が前二項に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員及びカード使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、購入地、及び当社の本社、各支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法、犯罪収益移転防止法の適用)

第 21 条 法人会員及びカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社はカードの発行を断ることや、カードの利用を制限することができるものとします。

(規約の変更)

第 22 条 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページで公表する等の方法により法人会員及びカード使用者に周知します。なお、前項第 2 号に基づく変更については、変更後の本規約の効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ周知するものとします。

■■■ショッピングサービス条項■■■

(カード利用方法)

第 23 条 カード使用者は次の各号に掲げる加盟店にカードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供(以下「ショッピングサービス」という。)を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができます。

- ①当社と契約した加盟店
 - ②当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店
 - ③国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店及び海外加盟店
2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略し、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。
 3. カード使用者は、カードで現行紙幣・貨幣を購入してはならないものとします。また、現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードを利用してはならないものとします。
 4. ショッピングサービスを取消す場合は、当社所定の手続によるものとし、現金等での払戻はいたしません。

(加盟店への連絡等)

第 24 条 カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを了承するものとします。

- ①加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること
- ②カードの提示者がカード使用者本人であることを確認すること

- ③カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること
- ④前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること
- ⑤貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること

(立替払い又は債権譲渡)

第 25 条 当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、ショッピングサービスにより生じた加盟店に対する債務を会員に代わって立替払いするものとし、法人会員及びカード使用者は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員に対して取得する求償債権を支払うものとし、

- 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者が利用したショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。
- 3. 前二項にかかわらず、当社が指定する加盟店においては、当社は法人会員及びカード使用者はショッピングサービスにより生じた加盟店の債権を任意の時期及び方法で譲受けるものとし、法人会員及びカード使用者は次のいずれの場合についてもあらかじめ承認するものとし、
なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとし、
 - ①加盟店が当社に譲渡すること
 - ②加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること
 - ③加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること
- 4. 前項により当社が譲受ける債権額は、第 2 項に定める金額と同様とします。
- 5. 法人会員及びカード使用者は、第 3 項に基づき当社が譲受ける債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、カード利用の都度、当該カード利用をもって承認するものとし、

(支払区分)

第 26 条 カード使用者によるショッピングサービスの利用代金の支払区分については、原則一回払いとなります。

(商品の所有権)

第 27 条 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店に対する債務を当社が加盟店に立替払いをしたとき(第 25 条第 3 項の適用がある場合は、当社が加盟店から債権を譲受けたとき。)に、加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとし、

(見本・カタログ等と現物の相違)

第 28 条 カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に

商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の売買契約等の解除をすることができます。

(加盟店との紛議)

第 29 条 カードのご利用により購入した物品及び受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。また、その解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

(ETC カードに関する特約)

第 30 条 ETC カードの取扱いについては、ETC カード特約の定めによるものとします。

【第 18 条に定める業務の委託先】

ユーシーカード株式会社 〒135-8601 東京都港区台場 2-3-2 電話番号 03-5531-6000 日産カードコーポレートデスク 電話番号 03-6893-8255
--

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問合せ、ご相談は、カードをご利用された加盟店にお問合せください。
2. 本規約についてのお問合せ、ご相談は、株式会社日産フィナンシャルサービスにお問合せください。

株式会社日産フィナンシャルサービス 住所 〒261-7114 千葉県美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブウエスト 電話番号 043-388-4152
